化学製品ＰＬ相談センター　　　2008年3月10日発行

アクティビティーノート〈第133号〉

Contents

2008年2月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1．　相談業務

1．1．　相談受付件数

2008年2月度 相談受付件数（1／23~2／20　実働：20日）

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見･報告等	一般相談等	意見･報告等	合計	構成比
消費者･消費者団体	2	0	0	6	0	**8**	35%
消費生活C･行政	3	1	0	5	0	**9**	39%
事業者･事業者団体	0	0	0	5	0	**5**	22%
メディア･その他	0	0	0	1	0	**1**	4%
合計	**5**	**1**	**0**	**17**	**0**	**23**	
構成比	22%	4%	0%	74%	0%		100%

相談内容区分（改訂 2003年8月）

区分	内容
事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的･物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見･報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見･要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談･問い合わせ等
意見･報告等	一般的な意見･報告･情報の提供を受けたもの

１．２．　受付相談事例および内容の紹介

―クレーム関連事案は全て紹介しています。

◈ 事故クレーム関連相談－５件

1. 購入したソファ（合成皮革製）が昨日届いたが、臭いがするため頭が痛い。臭いを除去する方法を教えてほしい。〈消費者〉→臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もあるため、お話だけでは臭いの原因が分かりかねます。一般的な臭いの対策としては換気が一番ですが、やはりまずは販売店に相談してみるのがよいでしょう。また、頭痛が長引くようであれば早めに医師にご相談ください。

2. 「半年前、『△△社の猫用トイレ砂が原因と考えられる、呼吸器および皮膚のアレルギー症状』と診断された。すぐに使用を中止し、△△社から製品安全データシート（ＭＳＤＳ）を取り寄せたが、担当医からは『その情報だけでは詳細な成分が分からないため治療できない』と言われている」という相談を受けている。相談者の症状は現在も続いていて、電話で話すのも辛そうである。当消費生活センターから△△社に事情を説明し、詳細な成分情報を開示するよう要望したのだが、応じる気配がないので、△△社以外で教えてもらえるところはないか。〈消費生活Ｃ〉→詳細な成分情報は、一般にメーカーでなければ分かりませんが、法律による開示義務がない場合には、開示を強制することはできないでしょう。しかし、ユーザー側から成分等に関する情報提供を求められた場合には、メーカーは特段の理由がない限り応じることが望ましいと言えます。今のお話だけでは△△社が情報開示に応じない理由が不明ですが、担当医から直接△△社に、治療に必要な情報を問い合わせてもらってはいかがですか。

3. 「○○という住居用洗剤を使用して体調が悪くなった。○○に何か問題があるのではないかと思うが、医師に体調不調の原因を尋ねても取り合ってもらえない」という相談を受けている。当消費生活センターとしては○○の安全性について調べるべきだと思うが、発売元△△と連絡が取れず、どうやら倒産したらしい。○○の品質や安全性に関する情報はないか。〈消費生活Ｃ〉→当センターは特定の商品に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にもありません。詳しい事実関係（使用時の状況、体調不調の内容、症状に関する医師の見解など）を確認した上で、検査が必要であれば独立行政法人 国民生活センターの商品テスト部に相談してみてはいかがですか。

4. 「半年前、綿ブラウス３点（色柄物を含む）を、△△社の洗濯用洗剤（おしゃれ着用）○○を使用して手洗いしたところ、色落ち・型くずれしたほか、風合いも悪くなってしまった。ブラウスは１年前から着用しているもので、他社の洗剤を使用して今までに２回洗濯し

たが、そのときは特に問題はなかった。△△社に申し出て、その指示に従いそれらの衣類を送った。後日、『検査の結果、衣類から塩素イオンと蛍光増白剤が検出された。塩素系漂白剤や蛍光増白剤入り洗剤を使用したのではないか。また衣類の染色堅牢度が低かったのではないか』と回答され、○○の新品と商品券が家に届いた。しかし△△社の責任は認めておらず、商品券の金額も損害に見合わないので納得できない」という相談を受けている。対応を検討するために、相談者が使用した○○をテストしたいが、当消費生活センターではテストを行っていない。どうすればよいか。また、補償金額についてはどのように考えたらよいか。〈消費生活Ｃ〉→△△社が責任を認めていないのであれば、商品券は損害に対する補償ではなく、△△社の志と考えられます。仮に○○に何らかの欠陥があり、かつ、その欠陥とブラウスの損傷との間に因果関係が認められたとすれば、△△社に損害賠償を請求することも可能となるでしょう。その場合、衣類の賠償金については、物品の再取得価格（事故発生時における同一品質の新品の市価）に、平均使用年数（一般的に何年着用できるか）や購入時からの経過月数に応じて定められた一定の割合を乗じて算定される「クリーニング事故賠償基準（クリーニング業界の自主基準）」が、一つの目安とされています。しかし、欠陥や因果関係を証明する責任は原則として被害を申し立てる側にあります。欠陥を立証するために○○の検査をお考えであれば、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧（http://www.nite.go.jp/jiko/network/index.html）が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト（http://www.kokusen.go.jp/test_list/）が掲載されています（なお、検査費用は依頼者本人の負担となります）。ただし、因果関係については、絞り方や干し方によっても型くずれは起こり得ることや、ブラウスを既に１年着用しており、その間の着用状況や洗濯前の状態を証明できないことなどを考え合わせると、損傷の原因が○○であるとの特定は極めて困難と思われます。一方、今のお話だけでは確かなことは分かりかねますが、ブラウスがもともと蛍光増白剤（※染料の一種で、紫外線を吸収すると青白い光を発するため、黄色味を帯びた白の繊維が、輝くような白に見える）で処理されていた可能性も考えられます。したがって、衣類から蛍光増白剤が検出されたからといって、△△社が主張するように蛍光増白剤入り洗剤を使用したとは必ずしも言えない上、仮に蛍光増白剤入り洗剤等を使用していたとしても、そのことだけをもってブラウスの損傷の原因が○○にないと断定するには、根拠として不十分と思われます。その点も含め、まずは△△社に、検査結果等についての合理的な説明を求めてみてはいかがですか。

5. 数日前、ユニットバス（７年使用）の壁に生えたカビを除去するために、カビ取り剤をかけ、しばらくして水で洗い流したところ、壁のミラー取付け部の下の出っ張りの下にヒビ（長さ約10㎝×幅約1㎜）が生じていた。カビ取り剤のメーカーに、同様の事例の有無について問い

合わせたところ、「そのような事例はない」との回答であった。そこで、化学製品ＰＬ相談センターに、同様の事例に関する相談が寄せられていないかを教えてほしい。なお、ユニットバスの取扱説明書があったかは覚えておらず、材質やメーカーも分からない。〈消費者〉
→当センターには、カビ取り剤によってユニットバスにヒビが生じたという受付事例はありません。ユニットバスにヒビが生じる原因として考えられる一般的な可能性について、キッチン･バス工業会(http://www.kitchen-bath.jp/)に問い合わせてみるとよいでしょう。

◈ 品質クレーム関連相談－１件

1. 「入浴剤(乳状)を使って風呂に入り、翌日、水を替えずに追い炊きをしたところ、モヤモヤとした茶色いものが発生した。入浴剤メーカーに申し出たところ、『検査するので製品を送ってほしい』と言われたが、メーカーが検査結果を偽るかもしれず信用できない。発生したものが何である可能性があるのか知りたい」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉
→お話だけでは分かりかねます。入浴剤の成分や製造プロセス等に関する情報を持っているのはやはりメーカーですが、メーカーによる検査では信用できないというのであれば、独立行政法人　製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(http://www.nite.go.jp/jiko/network/index.html)に登録されている検査機関、独立行政法人 国民生活センターのホームページに掲載されている商品テストを実施する機関(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)などに検査を依頼することも可能でしょう。しかし、その場合の検査費用は、依頼者本人の負担となります。

◈ 一般相談等

- メガネのフレームの表面が劣化したため、メガネ店に相談したところ、メーカーに修理を依頼することになった。メーカーに修理内容を問い合わせたところ、「下地のメッキ加工に六価クロムを使用するが、規制の範囲内なので安全上の問題はない」と言われた。しかし、六価クロムは有害性があると聞いたことがあるので、安全性について教えてほしい。また、メガネに関する六価クロムの規制の内容について教えてほしい。〈消費者〉→電気･電子機器を対象に六価クロム等の使用を原則禁止するＥＵ(欧州連合)の「RoHS指令」はありますが、メガネに関する六価クロムの国内法規制は特にないため、メガネメーカーの言う規制が何を指しているのか分かりかねます。クロム化合物に関する一般的な情報については日本無機薬品協会(http://www.mukiyakukyo.gr.jp/)に、クロムメッキに関する一般的な情報については日本硬質クロム工業会(http://www.ne.jp/asahi/hard/cr/)に、また、個別の製品の安全性についてはその製品のメーカーにお問い合わせください。

◆ 冷凍保存した肉や魚を、発泡スチロールトレーに入れたまま電子レンジで解凍しても大丈夫か。〈消費者〉→発泡スチロールトレーは、「電子レンジ使用可能」などと表示されているプラスチック容器に比べて耐熱温度が低いため、プラスチック業界では、プラスチック容器を電子レンジで使用するときは「電子レンジ使用可能」などと表示されているものを使用するよう、また冷凍食品を解凍するときは発泡スチロールトレーではなく別の容器に入れて解凍するよう勧めています。しかし、電子レンジの機種によっては、生もの等を解凍するときに限って発泡スチロールトレーが使えるとしているものもあるようですので、ご使用の電子レンジの取扱説明書を確認し、不明な点があれば電子レンジのメーカーにお問い合わせください。

◆ 「１ヵ月前、通信販売で孫のベビー服（綿100%）を購入した。カタログには日本製と記載されていたが、実際の製品の表示を見たら外国製であった。販売会社に返品を要求したところ承諾されたのだが、何となくそのまま返品せずにいた。最近になって、海外で綿花の栽培に有機リン系殺虫剤のメタミドホスが使用されていることがあると聞いた。とりあえずベビー服は洗ってみたが、やはり使用するのは不安である。外国製の綿製品の安全性について知りたい」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉→行政においても、輸入品の安全確保に関する対応について検討されているようです。個別製品に関する状況については関係省庁（繊維製品等を含む消費生活用品は経済産業省、人への健康影響等については厚生労働省）にお問い合わせください。

◆ 輸入農産物の残留農薬問題がマスコミで取り上げられているが、農産物は製造物責任（ＰＬ）法の対象となるか。〈消費者〉→ＰＬ法では、「製造物」を「製造又は加工された動産」と定義しており、未加工の農産物は該当しないとされています。ただし、加熱、味付け、搾汁などの加工を施した場合は、該当する場合があります。詳しくは、ＰＬ法を所管する内閣府にお問い合わせください。

◆ 測定機器メーカー（A）から検査機器を仕入れて、自動車メーカー（B）に卸す。検査機器の不具合によって検査結果に影響を及ぼした場合、結果として自動車に欠陥が生じ事故にいたる可能性も考えられる。その場合に当社が負う製造物責任について、A社との契約において、どのように配慮しておくべきか。〈事業者〉→製造物責任（ＰＬ）法は、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めている法律で、ここでいう「製造業者等」には、単なる販売業者は原則として含まれません。ただし、直接の買主であるＢ社との間には契約関係があることから、民法に基づく債務不履行責任、瑕疵担保責任等を問われる可能性はあります。しかし、当センターでは特定の企業に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、貴社とＡ社、Ｂ社それぞれとの契約に関する具体的なことは、弁護士、コンサルタント会社、損害保険会社等にご相談ください。

- 製造物責任（ＰＬ）法と「ＰＬ保険」との関係について教えてほしい。〈事業者〉→ＰＬ法は、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めている法律です。「ＰＬ保険」は一般に、加入者がＰＬ法に基づく損害賠償責任を負った際にかかる費用を填補する目的の保険です。保険金の支払い対象となるか否かは加入者と保険会社との間の契約によるので、被害者に対する賠償責任の有無とは別の問題です。なお、「ＰＬ保険」は一般的には損害保険に分類されますので、詳しくは損害保険を取り扱う保険会社にお問い合わせ下さい。

- 友人が、ある材料を使って化粧水を開発しようとしている。化粧品の検査項目や検査機関について教えてほしい。〈事業者〉→化粧品の製造販売は、薬事法によって規制されています。必要な手続き等について、まずは都道府県の薬務担当の課または日本化粧品工業連合会にお問い合わせください。

- 日系企業△△社が海外で製造した果実飲料を当社が輸入する税関手続きに際し、使用されている香料のメーカーの会社情報が至急必要である。△△社に問い合わせているがすぐに回答がもらえないので、化学製品ＰＬ相談センターで調べてほしい。〈事業者〉→当センターでは当該香料メーカーに関する情報を把握しておりません。日本香料工業会（http://www.jffma-jp.org/）に問い合わせてみてください。

- 住宅メーカーである。建築材料に「Ｆ☆☆☆☆」（※合板・塗料・接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格（ＪＡＳ）や日本工業規格（ＪＩＳ）が定めている等級で、放散量が少ない順に「Ｆ☆☆☆☆」から「Ｆ☆」まである）のものを使用して建てた家でも、化学物質に対する感受性には個人差があるため、すべての人の健康に影響を及ぼさないというわけではないことを、消費者に説明する手法に関するガイドラインを探している。住宅業界にも問い合わせているが、何か情報を知っていたら教えてほしい。〈事業者〉→当センターでは関連する情報を把握しておりません。なお、“シックハウス症候群”に関する相談も含め、当センターに寄せられた相談事例を掲載した『年度活動報告書』および『アクティビティーノート』（月次活動報告）をホームページで公開しております（http://www.nikkakyo.org/plcenter/）ので、よろしければご覧ください。

- 『アクティビティーノート』に掲載されている、家具に関する相談事例について、メーカー、商品名等の具体的な情報を知りたい。〈行政〉→秘密保持の観点から、『アクティビティーノート』に記載している以上の詳細情報は原則開示できません。相談者本人の承諾が得られたら連絡先をお教えしますので、直接お尋ねください。

- 隣の木工工場からの臭いで困っている。家族や近所の人は「気にならない」と言っており、自治体や保健所に相談しても取り合ってくれない。木工工場の人によると「ラッカーを使用している」とのことだが、ラッカーは人体にどのような影響があるのか。〈消費者〉→使用しているラッカーの種類、溶剤を使用する場合には溶剤の種類などによるほか、臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もあり、人体に与える影響について一概に言及することはできません。現場の状況も踏まえて、工場の人とよくご相談ください。

- 10日前、築５年の家（木造）のリビングダイニング（約50㎡）内に塩素のような臭いが立ち込めた。そのときから、鼻がツンツンし、舌に塩が付いているような違和感がして、その部屋を出ると治るという状態が続いている。夫や子供は、塩素のような臭いは感じるというが、特に体に異常はない。また、エアコンを作動させると焦げ臭い臭いがしたほか、冷蔵庫（10年使用）の冷凍室で氷が解けていたので、電気店に依頼し点検してもらった。その結果、エアコンには問題がなく、冷蔵庫が故障していると分かったが、冷蔵庫のメーカーによると「故障しても塩素が発生することはない」とのことだ。故障した冷蔵庫は処分したが、冷蔵庫があった場所の壁付近で特に臭いが強く、別の用事で来た住宅メーカーの人も、その臭いを認めた。住居用洗浄剤（非塩素系）で壁紙を拭いたり、壁紙をはがしてみたりしたが、下地の石膏ボードから臭いがしているようだ。部屋の換気を心がけ、炭を置くなどしているが、効果がない。どうすればよいか。自治体、保健所等にも相談したが、「分からない」と言われた。〈消費者〉→お話だけでは分かりかねますが、石膏ボードから臭いがするとお考えであれば、まずは住宅メーカーに相談してみてください。また、鼻などの症状が長引くようであれば早めに医師にご相談ください。

- １年前に入居した新築住宅の臭いが気になり、重曹、クエン酸、石けんなどいろいろなものを使って壁などを拭いたが、どれも効果がなかった。体や髪にも臭いが移ったようなので、「ホルムアルデヒドを吸着除去する」という住居用クリーナーを使って壁などを拭いたときに、髪にも使ってみたところ、髪がベタベタになってしまった。慌てて近くにあった漂白剤（塩素系）を髪にかけ、その後、石けんで髪を洗ってシャワーで流した際、それらが体にかかって、体もベタベタになってしまった。皮膚科の診察を受けたが、「洗い流したのだから、もう取れている」といって治療してもらえず、他にも２～３件の病院に行ってみたが、いずれも似たようなことを言われた。再度、石けんやクエン酸で髪を洗ったが、かえって髪がベタベタになったばかりか、すすぎの際に口に流れこみ、口の中までベタベタになって、食事にも支障を来たしている。どうすれば治るのか。〈消費者〉→大変お気の毒ですが、当センターでは治療のお役には立てません。やはり医師にご相談ください。

2.　ちょっと注目

―毎月の相談事例からテーマを選んで調べてみました。

おしゃれ着などの洗濯について

「綿ブラウス(色柄物を含む)３点を、洗濯用洗剤(おしゃれ着用)を使用して手洗いしたところ、色落ち・型くずれしたほか、風合いも悪くなってしまった。ブラウスは１年前から着用しているもので、他社の洗剤を使用して今までに２回洗濯したが、そのときは特に問題はなかった。そこで、今回使用した洗剤のメーカーに申し出たが、メーカーは洗剤が原因だと認めない」という相談が、当センターに寄せられました。

衣類等を洗濯するにあたっては、繊維の組成等によって、それぞれにふさわしい取扱い方法があります。家庭用品品質表示法で対象となる繊維製品(例：ズボン、スカート、ブラウス、寝衣、毛布、カーテンなど)については、繊維の組成、製造業者等の名称と連絡先のほか、JIS L 0217(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)に規定された記号を用いた家庭洗濯等取扱い方法を表示することが義務づけられています。例えば、右の記号①は、洗濯機で洗濯できるという意味で、記号の中に「弱」と書いてある場合は、洗濯機の弱水流または弱い手洗いがよいことを示しています。記号②は、洗濯機は使用できず、弱い手洗い(振り洗い、押し洗いまたはつかみ洗い)がよいという意味です。①と②の記号の中に書かれている数字は、洗濯液の温度の限界を示しており、この温度を超えると、洗濯物が縮んだり色落ちしたりする可能性があります。数字と同様にして「中性」と書かれている場合もありますが、これは洗濯用洗剤に中性のものを使用することを意味しています。記号③は一般に「ドライマーク」と呼ばれ、パークロルエチレンまたは石油系の溶剤を使用したドライクリーニングができるという意味です。「ドライマーク」が表示されているからといって、ドライクリーニングしかできないということではありません。しかし、記号④が表示されている場合は、基本的に水洗いはできません。これらの記号のほかに、塩素漂白の使用の可否、アイロンのかけ方、絞り方、干し方などを示す記号が定められています。

①

②

③

④

「ドライマーク」が表示されている衣類やウール製品などのおしゃれ着を家庭で洗濯する場合には、色あせや型くずれがしにくい、おしゃれ着用洗剤を使用するとよいでしょう。しかし、おしゃれ着用洗剤を使っても、繊維の組成、衣類のデザイン、縫製、加工などに応じて、例えば洗濯機で洗濯する場合は洗濯ネットを使用する、手洗いの場合はもんだりこすったりせずに、やさしく振り洗いまたは押し洗いするなどというように、洗濯方法に注意が必要であることには変わりありません。色落ちが心配な場合は、見返しやすその裏など、着用した際に目立たないところに洗剤を付けて、白い布をあてても色が移らないか試してから洗濯してください。また、洗濯液の中に長時間つけたままにして色落ち・色移りすることもありますので、注意しましょう。さらに、脱水時間が長すぎたり、手で絞る場合でも強く絞ったりすると、しわや型くずれの原因となるほか、干すときにも、日光に当てると変色したり色あせしたり、つり干しすると洗濯物自体の重みによって型くずれしたりすることがあります。

洗濯に関する衣類のトラブルは、洗剤だけでなく、洗濯方法、絞り方、干し方、さらには着用状態など、さまざまなことが原因となり得る上に、風合いが悪くなったというような微妙な変化について、洗濯前の状態を証明することも難しいため、洗剤メーカーの責任を問うことは困難になりがちです。大切な衣類が台無しにならないように、衣類のラベル等に表示されている取り扱い方法と、洗剤に表示されている使用方法や注意事項との両方をよく確認しましょう。また、洗剤メーカー等のホームページに、洗濯方法等について、より詳しい情報が提供されていますので、参考にするとよいでしょう。

参考：経済産業省「家庭用品品質表示法」 http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/index.htm
日本石鹸洗剤工業会「お洗濯119番(失敗事例 その原因と防止策)」 http://jsda.org/w/04_yakud/index.html#sentaku

３．入手資料の紹介

—2008 年２月度に化学製品ＰＬ相談センターで入手したおもな資料をご紹介します。
あわせて、資料のなかで化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 独立行政法人 国民生活センター『たしかな目』№260、March.2008；
やめよう！子どもへの染毛剤の使用
2. 独立行政法人 国民生活センター「今月の原因究明テスト実施状況('07 年12 月分)」2008 年2 月6 日
3. 独立行政法人 製品評価技術基盤機構『平成 18 年度事故情報収集制度報告書』平成 19 年 12 月
4. ガス石油機器ＰＬセンター『ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ』2008.01
5. 家電製品ＰＬセンター『インフォメーション(2008 年１月度)』
6. 日本化粧品工業連合会ＰＬ相談室「ＰＬ相談室受付概要(平成 19 年２月～平成 20 年１月)」
7. 触媒工業協会『触媒工業協会報』第 98 号，2008 年１月
8. (社)日本塗料工業会『日塗工月報』平成 20 年２月号

４． メディア情報から

—新聞(首都版)などで報道されている、化学物質･化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください)

＊ 福田首相が指示した消費者重視の行政に関する報告書原案が明らかに（1/26 日経）

＊ 生活者重視へ･･･消費者行政の見直しにより国民生活センターの機能強化を検討（2/4 日経）

＊ 消費者行政の一元化に向け、有識者会議の初会合が開催（2/13 各紙）

＊ 経済産業省が試買テストを大幅拡充、安全基準を定めていない製品も対象に（1/28 読売）

＊ 介護ベッド用手すりや電動リクライニングベッドに首などをはさまれる事故が発生（2/7 毎日）

＊ おむつ交換台から乳児が転落する事故を受け、経済産業省がメーカーに警告表示の徹底を指導（2/11 読売）

＊ 厚生労働省が、輸入検疫を加工食品にも拡大する方針（2/6 日経､2/7 朝日）

＊ 食品表示に関する法令を一本化する方針。期限表示や原産地表示も見直しへ（2/5 読売､2/14 日経､2/15 朝日･産経）

化学製品ＰＬ相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます）
・費用は無料です。（インターネット通信費･接続費は各自でご負担ください）
・お申し込みはE-mail（PL@jcia-net.or.jp）またはFAX（03-3297-2604）で。
①ご氏名（フリガナ） ②お勤め先（フリガナ） ③ご所属･お役職･ご担当など
④ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所･TEL･FAX･E-mailアドレス

※ ご連絡頂きました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

Living の化学 普段の生活の中でちょっと参考になる化学製品の使い方を紹介します。

最終回　メラミン樹脂製家庭用スポンジ

ホームセンターやスーパー、雑貨店などで「洗剤を使わなくても汚れが落ちる」などと表示された白いスポンジを見かけることがあります。この白いスポンジ、触った感じは普通のスポンジと比べるとちょっと硬い感じがします。また、使っていると消しゴムのようにポロポロとカスが出て小さくなっていきます。実際に汚れ落としに使ってみると、食器に付いた茶渋など、普通のスポンジだけでは落としにくい汚れを、洗剤を使わず、水をつけてこするだけで比較的簡単に落とすことができます。

この白いスポンジは、メラミン樹脂というプラスチックからできています。硬く、光沢があり、耐水性にも優れているので、家具などの表面、テーブルトップ、カウンター台などに使われる化粧板や食器（おもに給食用）にも用いられています。

このメラミン樹脂をスポンジ状に加工したものが、「洗剤を使わなくても汚れが落ちる」白いスポンジの正体です。

スポンジ状にすることによって、適度な弾力が生まれ表面の凹凸に入り込んだ汚れをかき出すとともに、繊維状の部分で汚れをからめ取るというわけです。また、スポンジで汚れをこすると摩擦面のメラミン樹脂が細かくくずれ、それが研磨材の働きをして汚れをこそぎ落とすのです。使っているうちにポロポロとカスが出て小さくなっていくのは、そのためです。

硬いメラミン樹脂でできているとはいってもスポンジ状になっているため耐久性は低く、使用中に破れたりちぎれたりすることがあります。また、汚れによっては、何回かこすらなければ落とすことができない場合もあります。使用するものの材質によっては傷をつけてしまうこともあるので、目立たない部分で試してから使用してください。従来のスポンジとの違いを考慮し、使用するものや場所、落とす汚れなど目的に応じて使い分けるとよいでしょう。

※　次号の『アクティビティーノート』は、4月10日頃に発行の予定です。お楽しみに。

★アクティビティーノートに関するご意見･ご感想をお待ちしております。

化学製品ＰＬ相談センター
〒１０４−００３３　東京都中央区新川１−４−１ 住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３−３２９７−２６０２　ＦＡＸ：０３−３２９７−２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/plcenter/